

言渡	平成24年4月23日
交付	平成24年4月23日
裁判所書記官	

平成23年(ワ)第34582号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年3月12日

判 決

原告

訴訟代理人弁護士 荒井哲朗
同 山口貴士
同 島幸明
同 太田賢志
同 佐藤顕子
同 五反章裕
訴訟復代理人弁護士 浅井淳子

福岡市

被告 前田
訴訟代理人弁護士 立野憲司

京都市下京区松原通高倉東入杉屋町270番地

被告 有限会社リンク
代表者取締役 小嶋

東京都新宿区西新宿一丁目19番6号

被告 121BANK株式会社
代表者代表取締役 渡邊

東京都

被告 渡邊

住居所不明

最後の就業先 東京都新宿区西新宿一丁目19番6号 121BANK株式会社内

被 告 岩 崎 [REDACTED]
主 文

- 1 被告前田[REDACTED] 被告有限会社リンク、被告渡邊[REDACTED]及び被告岩崎[REDACTED]は、原告に対し、連帯して、333万4650円及びこれに対する被告前田[REDACTED]は平成23年11月12日から、被告有限会社リンクは平成23年11月10日から、被告渡邊[REDACTED]は平成23年11月9日から、被告岩崎[REDACTED]は平成23年11月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告121BANK株式会社は、原告に対し、110万円及びこれに対する平成23年11月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 請求の原因（原告の主張）

(1) 121FUNDの口座開設及びFX証拠金の振込

① 121BANKカード登録料3万1500円及びFX証拠金100万円

原告は、平成20年12月頃、インターネットを利用していた際に、様々な金融商品への投資を勧誘していた被告有限会社リンク（当時の商号有限会社オフィス吉本、平成23年4月23日に商号変更。以下「被告リンク」という。）のホームページにおいて、海外投資による自己年金の作り方に関する無料レポートなる記事を見て関心を持ち、メールアドレスを登録した。以来、原告のところには、被告リンクの当時の代表者取締役である被告前田[REDACTED]（平成23年4月20日に取締役を辞任）から色々な「投資」について勧誘するメールが送られてくるようになった。

被告前田は、平成21年9月14日、原告に対し、「低リスクでありながらそれな

りなパフォーマンスを出してくれる商材に出会いました。」「毎月80万円の不労所得を得ることが出来ます。まるで年金のように。」「今回は、香港系です。まるで銀行の積立定期預金のように、ちゃんと増えて行きます。出し入れ自由です。」「ただいま、口座開設代行を無料で行っています。」等と書いたメールを送信した。被告前田は、さらに、翌9月15日、原告に対し、「今度のはラップ口座といいまして、自分のお金を見る事が出来ます。」等と書いたメールを送信し、同メールの添付ファイルの資料では、「全自動-堅実君」、「海外の銀行口座を利用した不労所得&夢の利息生活」、「オフショアの国の銀行口座を作り、ご自身の資金の利殖と保全のご提案を致します。」「なぜ 銀行預金感覚と呼ばれるのか！それは、安定したパフォーマンスにはかなりません。良い時は月利20%でも、悪い時はマイナス20%では意味がないからです。月利2~3%を安定して提供することこそ、今の時代に求められているのです」等と海外の銀行に口座を作れば高い利回りの配当が確実に得られる旨が喧伝されていた。また同添付ファイルには、「121BANK」に口座を作成すれば、121BANKの日本支店である被告121BANK株式会社（以下「被告121BANK」という。）の口座に入金したお金が121BANK香港本社の電子マネー口座にチャージされ、そうすれば毎月1%、年利12%の金利が付くだけでなく、121BANKカードにチャージすれば自由に世界中のATMから出金でき、さらに香港にある「121INTERNATIONAL INVESTMENT LIMITED」（以下「121INT」という。）が提供する「貯金感覚・堅実君」（「何時でも出金可能であり、特殊なロジックを活用し安定的な運用を行っている」という説明がされていた。）という「121FUND」に口座を開設して、同ファンドに電子マネー口座から入金すれば、高い利回りの配当が確実に得られる旨が強調され、121BANKと121FUNDの口座開設と投資が勧誘されていた。

上記勧誘の結果、原告は、121BANKの電子マネー口座を開設すれば、毎月1%、年利12%もの金利が確実に得られる上、さらに、121FUNDに口座を開設して、同ファンドに電子マネー口座から入金すれば、FXでの運用により、月

利2%~3%もの高い利回りの配当が確実に得られると誤信し、平成21年9月29日付で3万1500円を121BANKカードの登録料名目で被告リンクの銀行口座に振り込む方法で支払い、同年10月16日にFX証拠金名目で50万円を被告121BANKの口座に振り込む方法で支払い、同月30日にやはりFX証拠金名目で50万円を被告121BANKの口座に振り込む方法で支払わされた。

② 原告の息子名義でのFX証拠金200万円

被告前田は、平成22年2月22日、原告に対し、「堅実ファンド12月22日作成」と題する勧誘資料の添付されたメールを送信したが、その中には、FXによる運用を前提として、「安定した運用益を出すことが出来る（月利2~3%の固定金利）」、「この実績表の場合、2008年1月の当初の金額が1000万円でした。それが、2009年8月末時点で1934万円に殖えています。約2倍に増えましたね。月利平均3%の平均値で複利で殖えたことになります。」「この実績を踏まえて、金利固定型のファンド（ラップ口座）を2009年9月より発売することになりました。」との記載があり、さらには、「投資ファンド複利計算表」と題する計算表も掲載されており、100万円を投資すれば10年後には複利計算で25.2倍にもなると記載され、「たった月利2~3%ですが、複利の力で大切なお金が数倍から数十倍増えていくのがわかります。年利に換算しますと26%~42%となります。」などと高率の配当や低リスクであるということを過度に強調した投資の勧誘が行われていた。被告前田は、平成22年3月25日、原告に対し、「香港警察が動いているとのうわさ。はい、これは本当でした。ですので、HSBC香港に送金が出来なくなっていたのです。それも、2~3日前に調査が終わり『白』との結論が出ました。このようなウワサでも動く香港警察は凄いです。でも121が本物であることを証明してくれたことになります。」「自転車操業では？とのうわさ これはまったくのデマでした。ファンド会社は必ず保全会社を付けていますが、121FUNDの場合保全会社はイギリスのマン・フィナンシャル社です。そして、ちゃんとマン社で6000万ドル(USD)が保全されていました。」「申込期限も近づいていま

すので、お早めに申し込んでください。」という内容のメールを送り、121FUNDは香港警察の捜査の結果をもってしても問題のないものであり、また、世界有数の先物取引企業グループである米国MAN社の関連会社(MF Global)による分別管理も同社で行われており仮にFX取引の運用会社が倒産しても米国MAN社の関連会社(MF Global)から運用資金が返還されるから安全であることを強調し、また、申込期限が近づいていることを強調し、希少性を強調した投資への勧誘を行った。被告前田は、平成22年4月2日、原告に対し、「121特別ロジックの締め切りについて」と題するメールを送信し、「御存じのように、このファンドは複利で殖えていきます。ですので、数年もすれば2倍にも3倍にもなります。ある意味先行投資者が有利です。それとこのファンドがFXファンドである点です。FXファンドは永遠に勝ち続けることは困難です。資金が100億円程度までとされています。これ以上殖えるとパフォーマンスが落ちるのです。現在55億円程度が集まっております。パフォーマンスを下げないためにも、ここらで締め切るとのことです。でも一旦口座を作った人は、入出金が自由に出来ますので、まずは口座開設を先に済ませてください。」と安全性、希少性を過度に強調した投資の勧誘を行った。

原告は、上記勧誘の結果、追加して、121FUNDに口座を開設して投資すれば安全かつ確実に月利2%~3%もの高い利回りの複利配当を得ることが出来ると誤信し、自分の息子である■■■■及び■■■■の名義で121FUNDに口座を開設し、平成22年4月30日付で100万円、同年5月2日付で100万円をいずれもFX証拠金名目で被告前田名義の銀行口座に振り込む方法で支払わされた。

(2) 被告らの責任

① 被告前田の責任

121商法は、概要、121INTが運用する自動売買ソフトを用いた外国為替証拠金取引(FX取引)により、月3%程度の利益を恒常的に得ることができるとの触れ込みで、その代理店が勧誘を行い、かつ代理店は自己の勧誘した出資者らの

預かり資金の数%程度から0.数%の金員を毎月「コミッションフィー」として得られる仕組みとなっており、マルチ様の上位下位に連なる代理店を通じて出資者を増加させた商法である。それぞれの代理店の勧誘方法についての一定の形式はなく、各代理店の得意とする方法により勧誘がなされており、その勧誘形態はセミナー型勧誘、インターネット型勧誘などがあり、どのような形態にしろ121INTへの出資がなされればよいこととなっている。しかし、121INTではFX取引による運用は適切に行われておらず、毎月1%あるいは、毎月2~3%の運用利益も当然出ておらず、米国MAN社の関連会社(MF Global)による分別管理も行われていなかった、要するに被告前田の説明は完全な虚偽であった。被告前田が勧誘したFX取引は、金員奪取のために構築された全く架空の取引であった。

そうであるのに、被告前田は、原告に対し、121BANKの電子マネー口座を開設すれば、毎月1%、年利12%もの金利が確実に得られる上、さらに、121FUNDに口座を開設して、同ファンドに電子マネー口座から入金すれば、FXでの運用により、月利2%~3%もの高い利回りの配当が複利で確実に得られるなどと虚偽の事実を喧伝し、また、世界有数の先物取引企業グループである米国MAN社の関連会社(MF Global)による分別管理(金商法43条の2)も同社で行われており仮にFX取引の運用会社が倒産しても米国MAN社の関連会社(MF Global)から運用資金が返還されるから安全であるなどと完全に虚偽の説明をして、原告に金員を支払わせたものであるから、このような勧誘行為が不法行為を構成することは明らかである。

原告に対する被告前田による上記勧誘行為と金銭の供出をさせる行為が、違法性を有するものであることは明らかであり(民法709条)、被告前田は原告に対し、不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

② 被告リンクの責任

被告前田の違法行為は、被告リンクの代表者である被告前田が、その職務を行うにつき行ったことが明らかであるから、被告リンクは原告が被った損害を賠償する

責任を負う（会社法350条）。

また、上記勧誘の経過・態様等に照らし、被告リンクの通常の業務とは異質な偶発的なものと考えすることはできず、むしろ被告リンクの営業方針・営業姿勢に由来する構造的現象ともいうべきものであって、法人としての固有の不法行為責任を負う（民法709条）。

③ 被告121BANKの責任

被告121BANKは「121」の名を冠され、首謀者である林●が代表取締役を務めるなどしていた「121グループの会社」であり、「121グループは121BANKという銀行をもっており、インターバンク市場と直接取引を行っております」などと紹介されていたことからすれば、被告121BANKは、121INTの詐欺的商法を知りながら（少なくとも過失によりこれを看過して）、121商法に必要な不可欠な道具として自社名義の振込先口座を提供し、原告から同被告名義の預金口座に金員を支払わせたのであるから、121INT及び林●らと共同して本件違法行為を行ったものとして、共同不法行為責任を負う（民法719条1項、715条1項、709条）。

また、被告121BANKは、代表取締役である被告渡邊が職務を行うについて原告に損害を被らせたのであるから、原告に対し、会社法350条に基づく責任を負う。

④ 被告渡邊の責任

被告渡邊●は、平成20年3月18日から現在まで、被告121BANKの代表取締役に就任している者である。

被告渡邊は、被告121BANKの代表取締役として業務を執行し、被告121BANKを明らかな違法性を有する121商法に加担せしめ、121INT及び林●らが、当初から集めた運用資金を適正に運用する意図がなく、或いはこれを適正にFX取引で運用していないことを知り、又は必要な確認作業をすることもなくこれを漫然と看過して、121商法に必要な不可欠な道具として自社名義の振込先口座

を提供し、原告からその預金口座に金員を支払わせたのであるから、121INT及び林●らと共同して(少なくとも121INT及び林●らを幫助して)、本件違法行為を行ったものとして、共同不法行為責任を負う(民法719条1項又は2項、709条)。

また、被告渡邊は、被告121BANKの代表取締役として同社の業務を適法かつ適正に遂行すべきであったところ、被告渡邊はあえてこれをせず、あるいはこれを怠って、違法な本件取引を会社として行ったものであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

⑤ 被告岩崎の責任

被告岩崎●は、平成16年6月17日から現在まで、被告121BANKの取締役に就任している者である。

被告岩崎は、被告121BANKの取締役として被告121BANKを明らかな違法性を有する121商法に加担せしめ、121INT及び林●らが、当初から集めた運用資金を適正に運用する意図がなく、或いはこれを適正にFX取引で運用していないことを知り、又は必要な確認作業をすることもなくこれを漫然と看過して、121商法に必要不可欠な道具として自社名義の振込先口座を提供し、原告からその預金口座に金員を支払わせたのであるから、121INT及び林●らと共同して(少なくとも121INT及び林●らを幫助して)、本件違法行為を行ったものとして、共同不法行為責任を負う(民法719条1項又は2項、709条)。

また、取締役会設置会社の取締役は、代表取締役等に対する監視監督義務を負い、監視監督義務の対象は取締役会に上程された事項に限定されることなく、代表取締役等の業務執行行為一般に及ぶものであると解され、監視監督義務遂行のため必要があるときには取締役会を招集又は招集請求することが取締役の任務であると解される所、被告121BANKにおいて上記のとおり違法行為が常態として行われていたことからすれば、被告岩崎は取締役として、代表取締役の業務遂行について取締役会を招集するなどしてその是正を講じるべきであったが、なんらなすこと

なくその監督義務を尽くさなかったのであり、これについて少なくとも重大な過失があったことは明らかであるから、会社法429条1項所定の損害賠償責任を負う。

(3) 損害

- ① 出損金額相当損害金 303万1500円
- ② 弁護士費用相当損害金 30万3150円
- ③ 合計 333万4650円

(4) 請求

よって、原告は、被告前田については不法行為、被告リンク及び被告121BANKに対しては不法行為又は会社法350条、被告渡邊及び被告岩崎に対しては不法行為又は会社法429条1項にそれぞれ基づき、連帯して、上記(3)の損害合計額333万4650円(被告121BANKについては、そのうち出損金額相当損害金100万円と弁護士費用相当損害金10万円の合計110万円)の損害賠償とこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 被告らの主張

(1) 被告前田

請求原因(1)(121FUNDの口座開設及びFX証拠金の振込)の事実は概ね認める。同(2)①(被告前田の責任)については、被告前田が原告に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負うとの主張は争う。なお、被告前田の121BANKにかかるアカウントは、「My Account」と題する書面(乙イ2)のとおりであり、原告の「FX取引」に関しては、「前田」個人としての活動で、被告リンクとしての活動は一切なかった。

被告前田は、平成21年8月頃、知人の紹介で岡川と知り合い、121INTを運用主体とする121FX取引の代理店業務の勧誘を受け、これを開始した。被告前田の認識は、121INTが運用主体、株式会社121BANK東京支社(清算会社)が一次代理店、岡川が二次代理店としてあり、自身は三次(末端)代理店

との位置づけであった。被告前田は、このようなFX取引やその代理店業務には全く無知であったため、岡川から、取引の概要やセールスの方法など全般的なレクチャーを受け、同人から紹介されたインターネットサイトを閲覧、参照するなどして、請求原因（1）記載のメールを作成、送信し、原告に対し、勧誘行為を行った。被告前田は、前記のとおり、岡川に連なる三次代理店であり、取引に関する情報等は、もっぱら岡川を通じて知りえていたものであり、一次代理店とは挨拶を交わした程度であった。被告前田は、平成22年10月頃、「121関連ファンドの返金遅延について」と題する書面（乙イ1）に接し、初めて当該ファンドの運用実態を知るに至ったものであり、それまでは何も知らされていなかった。被告前田も、かかるファンド（運用）が正当に行われていると信じており、そのために、同人自身も、自己資金198万0924円を121関連の口座に置いていた（乙イ2）。この意味で、被告前田も、いわば被害者たる地位にある。被告前田は、林●が資金の運用の事実自体がなかったことを明らかにするまで、その事実を知らず、また、それを知り得る立場にもなかった。かかる実態を知った被告前田は、原告にその旨を説明し、原告の返金要請を受けて、上部代理店に対しその返金を求めたが奏功しなかった。

被告前田は、原告の「FX証拠金」入金額に応じて、その3%を毎月受け取ることになっていた。実際に、原告が平成21年10月30日までに「FX証拠金」として100万円を入金したことから、被告前田は、同年11月分として、同年12月末に3万円、同年12月分として平成22年1月末に3万円、同年1月分として同年2月末に3万円、同年2月分として同年3月末に3万円、合計12万円を受領した。なお、原告が平成22年4月30日及び同年5月2日の各日付でそれぞれ100万円、合計200万円を被告前田名義の口座に振り込んだのは、これも岡川の指示に基づくものであった。その後、被告前田は、その200万円を岡川のセブン銀行口座に振り込んでおり、その金員を保有していないし、その200万円に対する上記3%の金銭は受領していない。結局、被告前田は、本件に関し善意無過失であり、仮に、一定の過失が認められるとしても、被告前田が本件で得た経済的利益

は12万円であり、同人の責任もその限度に限定されるべきである。

(2) 被告リンク

被告リンクは、有限会社オフィス吉本を買収したものであり、登記の日付は平成23年4月27日である。有限会社オフィス吉本は、121に関しては代理店でない。被告前田が個人名義で代理店登録をしているものである。今回の損害賠償事件は、会社譲渡以前のことであり、当方は、以前の有限会社オフィス吉本が何をしてきたか等、知る由もない。

(3) 被告121BANK及び被告渡邊

被告渡邊は、林●より被告121BANKの代表になる依頼を受けたことはない。被告121BANKの経営上の事に関して林●に問うたことはなく、通帳、代表印など見た事がなく、会社の経営計画等についても同様にその必要もなかった。

(4) 被告岩崎

被告岩崎は、公示送達による呼出しを受けたが、口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかった。

第3 裁判所の判断

1 要約

証拠及び弁論の全趣旨によって認められる請求原因事実によれば、原告の被告らに対する請求は、いずれも理由がある。被告前田の仮執行免脱宣言の申立ては、相当でないから却下する。

2 被告前田の主張に対する判断

被告前田は、資金の運用が行われていないことを知らず、原告に虚偽の説明をしたことにつき故意又は過失がなかった旨主張する。しかし、被告前田が原告に行った勧誘は、原告から預かったFX証拠金をFXの自動取引で運用することにより月利2～3%の運用利益を得ることができるという内容のものであり、しかもそれにより勧誘をした被告前田についても原告から預かったFX証拠金に対して月3%もの割合の報酬を得るというものである。このような取引が、およそあり得ない荒唐

無稽のものであることは明らかであるから、被告前田は、FXの自動取引で運用しているとの内容が虚偽であることを知っていたと推認され、仮に虚偽であることを知らなかったとしても虚偽の勧誘をするにつき過失があったことは明らかである。

被告前田自身が121FUNDで資金を運用していたとしても、上位の代理店として運用利益を挙げる一方、勧誘する下位の者には損害を与える可能性を認識していることもあり得るから、そのことが上記認定の妨げにはなるものではない。

また、上記認定判断によれば、被告前田を原告との関係において121商法の被害者と評価することはできず、原告の被告前田に対する損害賠償請求を被告前田の得た利益12万円の限度に限定すべき理由もない。

3 被告リンクの主張に対する判断

被告前田は、「有限会社オフィス吉本（被告リンクの当時の商号） 代表取締役前田■■■■」の名義で原告に対して勧誘するメールを送付し（甲5の1，甲7，甲9の1，甲11，甲13，甲14の1，甲16，甲17の1，甲18），有限会社オフィス吉本名義の銀行口座を振込先として指定して121BANKカード登録料3万1500円の支払を原告にさせている（甲5の3，甲21）。

したがって、仮に被告前田が、121BANKの口座に個人名義で口座を開設していたとしても、被告前田の原告に対する請求原因（1）の勧誘行為は、被告リンクの代表者たる取締役としての職務行為であると評価される。被告前田の請求原因（1）の勧誘行為は、被告リンクの取締役（代表者）がその職務を行うについて原告に損害を加えたものであり、被告リンクは、会社法350条に基づき、原告の損害を賠償すべき責任を負うことは明らかであり、上記態様によれば、被告リンク自身の不法行為としても民法709条に基づく損害賠償責任を負う。

4 被告121BANK及び被告渡邊の主張に対する判断

記録中の被告121BANKの会社登記の履歴事項全部証明書によれば、被告渡邊が平成20年3月18日に被告121BANKの代表取締役に就任した事実が認められ、この認定を覆すに足る証拠はない。したがって、被告渡邊は、不法行為（民

法709条, 719条1項又は2項) による損害賠償責任又は会社法429条1項
所定の役員等の第三者に対する損害賠償責任に基づき, 被告121BANKは, 不
法行為(民法709条, 715条1項, 719条1項) による損害賠償責任又は会
社法350条所定の代表者の行為についての損害賠償責任に基づき, いずれも原告
の損害を賠償する責任がある。

東京地方裁判所民事第33部

裁判長裁判官 小林久起

裁判官 見原涼介

裁判官中島崇は, 転任のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 小林久起

これは正本である。

平成24年4月23日

東京地方裁判所民事第33部

裁判所書記官 橋本 繭子